

令和5年度青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業
実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として当該感染症の感染拡大防止や迅速かつ適切な医療の提供を確保するために緊急的に必要となる整備を支援することを目的とする。

2 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業

(1) 事業実施者

知事が認めた新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「患者等入院医療機関」という。）の設置者及び患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関（以下「消防機関」という。）。

(2) 内容

患者等入院医療機関等において、陰圧化等の院内感染防止対策や患者の医療提供確保に係る必要な設備等を整備する。

ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備、個人防護具並びに簡易病室の設置終了に伴って生じる修繕費及び原状回復費用以外は対象外とする。

また、個人防護具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

(3) 整備対象となる設備等

- ア 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費
- イ 人工呼吸器及び付帯する備品
- ウ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- エ 簡易陰圧装置
- オ 簡易ベッド
- カ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
- キ 簡易病室及び付帯する備品
- ク H E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

ケ H E P Aフィルター付きパーテーション

(4) 留意事項

ア 個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。

イ 医療資器材の選定にあたっては、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

ウ 簡易病室とは、テント、プレハブ、コンテナ等簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであること。

3 外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）

(1) 事業実施者

知事が認めた発熱患者等の診療又は検査可能な医療機関として県が指定する外来対応医療機関の設置者

(2) 内容

外来対応医療機関において、一般患者と感染症患者及び感染症を疑われる者との接触を避けられるように一般外来部門と区別して感染症外来を配置する等において必要となる設備等を整備する。

ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、個人防護具並びに簡易診療室の設置終了に伴う修繕費及び原状回復費用以外は対象外とする。

また、個人防護具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

(3) 整備対象となる設備等

ア H E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

イ H E P Aフィルター付きパーテーション

ウ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

エ 簡易ベッド

オ 簡易診療室及び付帯する備品

(4) 留意事項

ア 個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。

イ 医療資器材の選定にあたっては、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

ウ 簡易診療室とは、テント、プレハブ、コンテナ等簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであること。

4 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

(1) 事業実施者

知事が認めた患者等入院医療機関の設置者及び外来等設置医療機関の設置者

(2) 内容

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、一般患者と新型コロナウイルス感染症患者及び感染症を疑われる者との接触を避けられるように設けられた動線に外国人患者を確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内に整備する。

(3) 整備対象となる設備等

多言語の看板、電光掲示板等及び付帯する備品

(4) 留意事項

多言語の看板、電光掲示板等とは、院内の外国人患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等の他、これらに有線・無線接続するコンピューター等の周辺設備を含むものであること。

5 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

(1) 事業実施者

新型コロナウイルス感染症重点医療機関又は知事が認めた患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関の設置者

(2) 内容

重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

(3) 整備対象設備

- ア 超音波画像診断装置
- イ 血液浄化装置
- ウ 気管支鏡
- エ CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）
- オ 生体情報モニタ
- カ 分娩監視装置

キ 新生児モニタ

(4) 留意事項

- ア 重点医療機関については、県の指定を受けた医療機関に限る。
- イ 高度な医療を提供する患者等入院医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、(3)の整備対象設備を組み合わせて様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関とする。
- ウ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

6 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

(1) 事業実施者

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を診療する次の各号に定める役割を担う機関（以下「救急医療機関等」という。）の設置者

- ア 救命救急センター及び二次救急医療機関（精神科救急を含む）
- イ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター
- ウ 小児中核病院、小児地域医療センター及び小児地域支援病院

(2) 内容

疑い患者を診療する救急医療機関等の院内感染を防止するために必要な設備整備等を行う。

ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、個人防護具並びに簡易診療室の設置終了に伴う修繕費及び原状回復費用以外は対象外とする。

また、個人防護具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

(3) 整備対象となる設備等

- ア 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費
- イ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- ウ 簡易陰圧装置

- エ 簡易ベッド
- オ 簡易診療室及び付帯する備品
- カ H E P Aフィルター付き空気清浄機
- キ H E P Aフィルター付きパーテーション
- ク 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品
- ケ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

(4) 留意事項

- ア 本事業を実施する救急医療機関等は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わないこと。
- イ 本事業に係る補助金の交付決定後、疑い患者の救急受入れ要請を特別な事情がなく断るなどの実態が発覚した場合には、補助金の返還を求めることがあること。
- ウ 本事業の対象については、救急医療機関等において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。
- エ 個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。

7 感染症検査機関等設備整備事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

(1) 事業実施者

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（但し、青森県環境保健センターを除く。以下「検査実施機関」という。）

(2) 内容

検査実施機関の検査設備を整備する。

(3) 整備対象となる設備

- ア 次世代シーケンサー
- イ リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）
- ウ 等温遺伝子増幅装置
- エ 全自動化学発光酵素免疫測定装置

(4) 留意事項

- ア 本事業を実施する検査実施機関は、県から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

イ 検査実施機関は、県との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。

8 外来対応医療機関確保事業

(1) 事業実施者

知事が認めた発熱患者等の診療又は検査可能な医療機関として県が令和5年3月10日以降新たに指定した外来対応医療機関の設置者

(2) 内容

外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等を整備する。

(3) 整備対象となる設備等

ア 患者案内のための看板の設置料

イ ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費

ウ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費

エ 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費

オ 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

(4) 留意事項

少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関として対応を行うこと。

9 その他

この要綱に定めのないものについては県と協議するものとする。

附 則

この要綱は令和5年4月19日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年6月22日に施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年10月16日に施行し、令和5年10月1日から適用する。